

とりつびょういん  
都立病院の  
こ かんじゃけんりしょうてん  
子ども患者権利章典

(子ども患者権利章典 前文)



あなたは、いつでもひとりの人間として大切にされ、あなたの成長や発達のこと(大人へと育っていくこと)をどのようなときにも一番に考えた医療(病気を治してもらうこと)を受けることができます。

病気を治すためには、あなたとあなたのご家族や病院の医師、看護師たちが、おたがいに力を合わせていくことが大切です。

都立病院は、このような考え方でつくった「子ども患者権利章典」(あなたのために、病院の入やあなたのご家族、そしてあなた自身も守らなければならない決まりごと)を守って、あなたを助けていきます。

私たち都立病院は、「患者中心の医療」の理念のもとに、「患者権利章典」を制定しました。私たちは、患者さんは人間としての尊厳を有しながら医療を受ける権利を持っており、医療は、患者さんと私たちが互いの信頼関係に基づき、力を合わせてつくり上げていくもので、患者さんに主体的に参加していただく必要があると考えています。

「患者権利章典」は、すべての患者さんへ向けられたものですが、特に子どもの患者さんに対しては、常にその成長・発達に配慮して、よりきめ細かな医療を提供していかなければなりません。

私たちは、このような考え方にに基づき、ここに「子ども患者権利章典」を制定します。そして、この「子ども患者権利章典」を守り、子どもの患者さんに対して、よりきめ細かな医療を提供していきます。

子どもの患者さんに対する医療では、私たちと家族の方との協力が必要です。このため、「子ども患者権利章典」では、子ども、家族の方の権利だけでなく、家族の方へのお願いも掲げていますので、皆さまのご理解とご協力をお願いします。

1 あなたは、どのような<sup>びょうき</sup>病気にかかったときでも、ほかの<sup>ひと</sup>人と同じ<sup>おな</sup>ようによい医療を受けることができます。

子どもは、だれでも、本人や家族の社会的な地位、国籍、宗教などにより、また、本人の疾病の種類により差別されることなく、適切な医学水準に基づいた安全で効果的な医療を受ける権利を持っています。

私たち都立病院の職員は、この権利を尊重し、子ども、家族に対して常に公平であるとともに、適切で安全な医療の提供や医療の質の向上を目指して知識・技術の研さんに努めています。

2 あなたは、どのようなときでも、ひとりの<sup>にんげん</sup>人間として<sup>たいせつ</sup>大切にされ、<sup>びょういん</sup>病院の人たちや<sup>かぞく</sup>ご家族と<sup>ちから</sup>力を合わせながら<sup>いりよう</sup>医療を受けることができます。

子どもは、どのようなときでも、個々の人格、価値観やプライバシーなどを尊重されながら医療を受ける権利を持っています。また、子どもに関わる家族の方の人格や価値観なども子どもの生命の安全や利益を損なわない限りで尊重されます。

私たちは、子どもの個々の人格や価値観などを尊重し、子どもや家族と互いに協力して医療をつくり上げていくよう努めています。

3 あなたは、<sup>びょうき</sup>病気のことや<sup>びょうき</sup>病気を治していく<sup>ほうほう</sup>方法を、あなたがわかることばや<sup>え</sup>絵などを使って、<sup>つか</sup>病院の人に<sup>おし</sup>教えてもらうことができます。

子どもは、病気、検査、治療、見通し、診療記録などについて、年齢や理解度に合った言葉や方法で、十分な説明、情報提供を受ける権利があります。

私たちは、子どもの年齢や理解度に合わせた十分な説明を行い、子どもの理解・納得が得られるよう努めています。また、家族の方にも、理解・納得していただけるよう努めています。



4 あなたは、<sup>びょうき</sup>病気のことや<sup>びょうき</sup>病気を治す<sup>ほうほう</sup>方法について、<sup>じゅうぶん</sup>十分な<sup>せつめい</sup>説明を受け<sup>う</sup>たうえで、<sup>じぶん</sup>自分の<sup>かんが</sup>考えや<sup>きもち</sup>気持ちを<sup>びょういん</sup>病院の人や<sup>かぞく</sup>ご家族に<sup>つた</sup>伝えることができます。

子どもは、自分が選びたい治療方法などについて自由に意思を表明する権利を持ち、その意思は可能な限り尊重されます。

私たちは、常に十分な説明に努め、子どもの意思表明を支援します。

5 あなたは、<sup>ああん</sup>わからないことや不安なことがあるときはいつでも、<sup>かぞく</sup>ご家族や<sup>びょういん</sup>病院の人たちに<sup>き</sup>聞いたり、<sup>はな</sup>話したりすることができます。

子どもは、医療や入院生活などについて疑問や不安などがあるときには、家族や私たちに、自由に質問、相談する権利を持っています。

私たちは、常に子どもの立場に立ち、子どもが医療に専念できるよう支援するとともに、子どもが質問、相談しやすい環境づくりに努めています。

また、家族の方も私たちに自由に質問、相談する権利を持っています。医療などに関する質問や相談があるときはいつでも、お話しください。

6 あなたは、入院<sup>にゅういん</sup>しているときでも、できるかぎりご家族<sup>かぞく</sup>と一緒に過<sup>いっしょ</sup>ごすことができます。

子どもは、入院中であっても、家族や家族に代わる方と一緒に過ごす権利を持っています。

私たちは、入院中の子どもが、家族と一緒に過ごすことができ、安心して生活できる環境を提供していきます(病気の状態などによっては治療が優先されることがあります)。また、施設的な制約の改善に努め、環境の整備を進めていきます。

7 あなたは、入院<sup>にゅういん</sup>していても、勉強<sup>べんきょう</sup>したり、遊<sup>あそ</sup>んだりすることができます。

子どもは、入院中であっても、学習する権利、遊ぶ権利を持っています。

私たちは、入院中の子どもが、学習することができる環境、遊ぶことができる環境を保障するよう努めていきます(病気の状態などによっては治療が優先されることがあります)。また、他の子どもに迷惑をかけない範囲で保障されます。

8 あなたは、病気<sup>びょうき</sup>の治<sup>なお</sup>し方<sup>かた</sup>や薬<sup>くすり</sup>が効<sup>き</sup>くかどうかなどの研究<sup>けんきゅう</sup>への協<sup>きょうりょく</sup>力を頼<sup>たの</sup>まれたときには、十分<sup>じゅうぶん</sup>な説<sup>せつめい</sup>明<sup>う</sup>を受けて、協<sup>きょうりょく</sup>力<sup>りょく</sup>するかどうかを自<sup>じ</sup>分<sup>ぶん</sup>で決<sup>き</sup>めることができます。やめ<sup>や</sup>め<sup>め</sup>たくなれば、いつでもそれをやめることができます。決<sup>き</sup>めるときに、わ<sup>わ</sup>か<sup>か</sup>ら<sup>ら</sup>ないこと<sup>こと</sup>や不<sup>ふ</sup>安<sup>あん</sup>なことがあ<sup>あ</sup>ればいつでも、ご家<sup>か</sup>族<sup>ぞく</sup>や病<sup>びょう</sup>院<sup>いん</sup>の人<sup>ひと</sup>たち<sup>たち</sup>に聞<sup>き</sup>いたり、話<sup>はな</sup>したり<sup>たり</sup>することができます。

治療や薬の臨床試験(治療や薬の効果を調べるための試験)への協力を頼まれた子どもは、その目的、危険性などについて十分な説明を受け、その医療を受けるかどうかを判断する権利があります。

また、私たちは、子どもや患者の家族が理解できる言葉や方法で説明するよう努めていきます。これらの医療は、子どもの同意がなければ行われず、同意した場合でも、何の不利益を受けずにいつでも拒否することができます。

私たちは、子どもの家族からの同意はもちろん、可能な限り子ども本人の同意を得た上で、これらの医療を行っていきます。

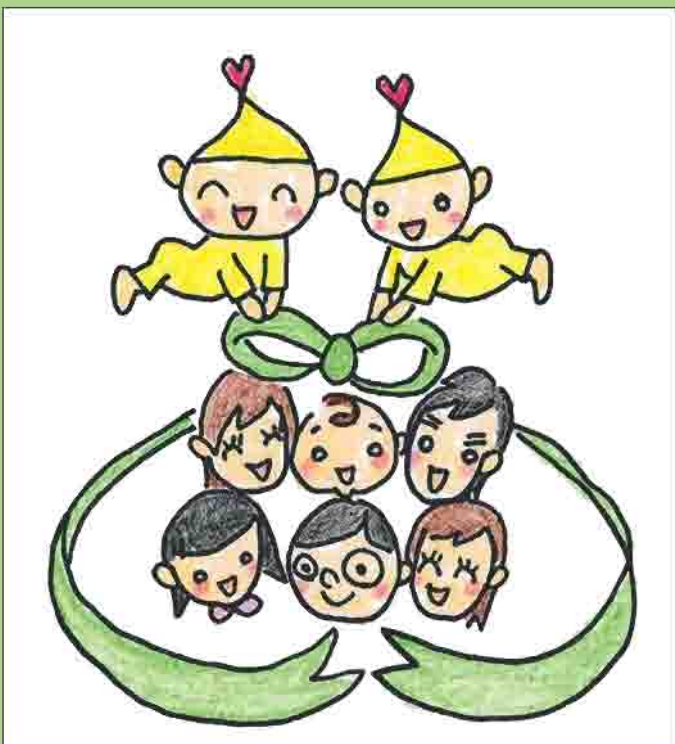
また、子どもは、いつでも家族や私たちに対して自由に質問・相談することができますし、家族の方も自由に質問・相談することができます。

9 あなたの病<sup>びょう</sup>気<sup>き</sup>がよ<sup>よ</sup>くなるように、あなたのからだや気<sup>き</sup>持<sup>も</sup>ちのこ<sup>こ</sup>とをできるだけくわ<sup>く</sup>しく病<sup>びょう</sup>院<sup>いん</sup>の人<sup>ひと</sup>たち<sup>たち</sup>に伝<sup>つた</sup>えるようにしてください。

私たちが子どもの状態や治療等についての的確な判断をするために、自分のからだの状態や症状のことをできるだけ詳しく私たちに伝えるようお願いいたします。

10 あなたとみんなが気<sup>き</sup>持<sup>も</sup>ちよ<sup>よ</sup>く過<sup>す</sup>ごすために、病<sup>びょう</sup>院<sup>いん</sup>のや<sup>や</sup>くそ<sup>そ</sup>くをまも<sup>も</sup>ってください。

病院では、数多くの患者さんが様々な医療を受けています。そのため、患者さんは、通常の社会生活にはない制約を受けざるを得ないこともあります。このことを十分ご理解いただき、適切な医療の提供と適切な医療環境の維持にご協力くださるようお願いいたします。



## ご家族の方へのお願い

子どもの患者さんに対する医療では、お子さんを支えるご家族の方と私たち都立病院との協力が必要です。そして、「患者中心の医療」を実現していくためには、私たちがお子さんやご家族の方の権利を尊重して対応するだけでなく、お子さんを支えるご家族の方自身にも責任ある主体として医療に積極的に参加していただくことが必要です。そのため、ご家族の方へ特にお守りいただきたいこととして、4点のお願いがありますので、皆さまのご理解、ご協力をお願いします。

- 1 私たちは、どのような病気にかかったときでも、お子さんが一日も早く元気を取り戻せるよう、安全で良質な医療を提供していきます。  
ご家族の方も、お子さんが一日も早く回復できるよう、お子さんと共に医療に臨んでいただくようお願いします。
- 2 お子さんは、自らの治療方法などについて、自由に意思を表明する権利を持ち、その意思は可能な限り尊重されなければなりません。  
お子さんが、治療方法などの説明を受け、理解、納得して表明する意思は、お子さんの生命・利益を損なわない限り、尊重して下さるようお願いします。
- 3 お子さんひとりでは、からだの状態や症状について詳しく伝えることが難しいこともあります。  
私たちが、的確な医療を提供していくために、ご家族の方もお子さんのからだの状態や症状を常に把握するよう努めていただき、情報提供にご協力くださるようお願いします。
- 4 病院では、数多くの患者さんが病気と闘っています。すべての患者さんが適切な医療を受けられるようにするため、ご家族の方も他の患者さんの治療や病院職員による医療提供に支障を与えないよう配慮する責務がありますので、ご協力くださるようお願いします。

## 都立病院一覧

清瀬小児病院	204-8567	清瀬市梅園一丁目3番1号	電話 042(491)0011
八王子小児病院	193-0931	八王子市台町四丁目33番13号	電話 042(624)2255
梅ヶ丘病院	156-0043	世田谷区松原六丁目37番10号	電話 03(3323)1621
広尾病院	150-0013	渋谷区恵比寿二丁目34番10号	電話 03(3444)1181
大塚病院	170-8476	豊島区南大塚二丁目8番1号	電話 03(3941)3211
駒込病院	113-8677	文京区本駒込三丁目18番22号	電話 03(3823)2101
豊島病院	173-0015	板橋区栄町33番1号	電話 03(5375)1234
墨東病院	130-8575	墨田区江東橋四丁目23番15号	電話 03(3633)6151
府中病院	183-8524	府中市武蔵台二丁目9番2号	電話 042(323)5111
神経病院	183-0042	府中市武蔵台二丁目6番1号	電話 042(323)5110
松沢病院	156-0057	世田谷区上北沢二丁目1番1号	電話 03(3303)7211

この「都立病院の子ども患者権利章典」や病院の診療・運営に関し、お気付きの点がございましたら、各都立病院の「患者の声相談窓口」までお申し出ください。

編集・発行／東京都病院経営本部経営企画部総務課  
東京都新宿区西新宿二丁目8番1号 電話 03(5320)5806  
<http://www.byouin.metro.tokyo.jp/>